

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、低所得世帯の高校生等の保護者等に対して、予算の範囲内で奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給し、もって授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）および高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定）第2条に規定する高等学校等専攻科（特別支援学校の専攻科を除く。（以下「専攻科」という。））をいう。
- (2) 対象校 高等学校等のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人および国立大学法人を含む。）および地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等をいう。
- (3) 高校生等 法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の補助対象となる者または高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「専攻科支援金交付要綱」という。）第3条もしくは国の設置する高等学校等にかかる高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「国の設置する高等学校等にかかる専攻科支援金交付要綱」という。）第3条に規定する補助要件を満たす者（前号に規定する対象校に在学する者に限る。）のうち、平成26年4月1日以降に入学した者であって、基準日に対象校に在学するものをいう。ただし、法第3条第2項第3号に該当する場合または専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号もしくは国の設置する高等学校等にかかる専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号に該当しない場合であっても、保護者等が次条第1項第1号ウおよび第2号エに相当すると認められる者（以下「家計急変世帯」という。）を含む。
- (4) 保護者等 法第3条第2項第3号に規定する保護者等であって、滋賀県内に住所を有するものをいう。ただし、専攻科に通う生徒については専攻科支援金交付要綱第3条第1項第4号または国の設置する高等学校等にかかる専攻科支援金交付要綱第3条

第1項第4号に規定する生計維持者であって、滋賀県内に住所を有するものをいう。

- (5) 基準日 第5条の支給申請を行う年度の7月1日（ただし、新入生に対する4月から6月分に相当する額の早期給付（以下「早期給付」という。）を実施する場合は4月1日、家計急変世帯について、7月2日以降の家計急変による申請の場合は、原則申請のあった翌月（家計が急変した日が申請のあった月の初日である場合は、申請のあった月）の1日）をいう。ただし、滋賀県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める場合は、当該別に定める日をいう。

（受給資格）

第3条 給付金は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- (1) 高校生等の保護者等（専攻科に通う生徒の保護者等を除く。）であって、次のいずれかに該当するもの

ア 基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定により、高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が行われる世帯に属する者（ただしウに該当する者は除く。）

イ 道府県民税（確認を要する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割（同法の規定による都民税を含む）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）および市町村民税所得割（確認を要する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）が課されない者（保護者等が2人以上いるときは、その全員。保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。）

ウ 家計急変世帯

- (2) 専攻科に通う生徒の保護者等であって、次のいずれかに該当するもの

ア 道府県民税（確認を要する年度分の地方税法の規定による道府県民税所得割（同法の規定による都民税を含む。）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）および市町村民税所得割（確認を要する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）が課されない者（保護者等が2人以上いるときは、その全員。保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。）

イ 道府県民税（確認を要する年度分の地方税法の規定による道府県民税所得割（同法の規定による都民税を含む。）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）および市町村民

税所得割（確認を要する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割額（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）が105,500円（保護者等が2人以上いるときは、その全員の所得割額を合算した額）未満の者（保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。ただし、アに該当する者は除く。）

ウ 道府県民税（確認を要する年度分の地方税法の規定による道府県民税所得割（同法の規定による都民税を含む。）の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割（同法第50条の2の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）および市町村民税所得割（確認を要する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割額（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）が264,500円（保護者等が2人以上いるときは、その全員の所得割額を合算した額）未満であり、かつ、扶養する子が3人以上いる者（保護者等が当該道府県民税および市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有する者に限る。ただし、アおよびイに該当する者は除く。）

エ 家計急変世帯

2 給付金は、前項各号に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる者であって、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援世帯の高校生等を除く。）が措置されている高校生等の保護者等である者

(2) 給付金の支給（滋賀県および他の都道府県による同種の事業を含む。）が高校生等1人につき年1回（早期給付を行う場合は年1回の支給を4月から6月相当額と7月から翌年3月相当額に分割して支給することとする。）、通算3回（定時制課程または通信制課程に在学する高校生等は、1人につき年1回、通算4回。専攻科に在学する高校生等は、1人につき年1回、通算2回（修業年限が1年の場合は通算1回））を超える者（ただし、その者が学び直し支援金の支給を受ける高校生等の保護者等である場合はこの回数に1回（定時制課程または通信制課程に在学する高校生等は最大2回）まで加えることができる。）

(3) 基準日において休学している高校生等の保護者等である者

(4) 家計急変世帯において、申請後、支給決定までに家計急変の状況が解消された場合

（支給額等）

第4条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者は、しがネット受付サービスを用いて、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに教育委員会に申請しなければならない。ただし、しがネット受付サービスによる申請が困難な場合、申請者が他都道府県の在住者の場合または家計急変世帯の区分による申請の場合は、奨学のための給付金認定申請書兼支給申請書（別記様式第1号（その1）、（その2）または（その3））に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに高校生等の在学する学校を経由して教育委員会に申請しなければならない。

(1) 生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われているときは福祉事務所の発行する生活保護受給証明書または生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（専攻科を除く。）、生業扶助が行われていないとき（家計急変世帯を除く。）は保護者等全員の個人番号カードの写し等（専攻科を除く。）または保護者等に道府県民税所得割および市町村民税所得割が課されないことが確認できる書類（ただし、就学支援金等の手続きにおいて当該書類を提出済みの場合には、その書類をもって代用することができるものとする）、家計急変世帯においては、家計急変の発生事由および発生時期を証明する書類、申請する年度の課税証明書等、保護者等の年収見込みを確認できる書類

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 高校生等の在学する学校の長は、前項の申請書が提出された場合は、当該高校生等について基準日現在の在学状況を証明し、必要に応じて、次に掲げる書類とともに教育委員会に提出するものとする。

(1) 高校生等に係る高等学校等就学支援金の支給に関する事務、学び直し支援金の支給に関する事務または滋賀県立高等学校の授業料および通信教育受講料の減免に関する事務で添付書類として提出された課税証明書等の写し

(2) その他教育委員会が必要と認める書類

(支給の決定等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の支給申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の支給の適否を決定し、申請した者に通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 教育委員会は、前条の規定により給付金の支給を決定した場合は、速やかに当該支給を決定した者に対し給付金の支給を行うものとする。

2 高校生等の在学する学校が滋賀県の設置するものである場合は、前項の給付金の支給は、当該学校の長が行うものとする。

(給付金の支給の条件)

第7条の2 当該学校の長は、給付金の支給の決定の時点で授業料以外に保護者等から徴

収する学校徴収金に未納がある場合は、給付金を未納分の学校徴収金に係る債権の弁済に充てることができるものとする。

(代理受領)

第8条 前条の場合において、高校生等の在学する学校が滋賀県の設置するものでない場合、当該学校の長は、教育委員会に対し、当該生徒の学校徴収金の未納額分について給付金の代理受領の請求を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 教育委員会は、給付金の支給を受けた者が不正に給付金の支給を受けたと認めるときは、第6条による給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(給付金の返還)

第10条 教育委員会は、前条の規定により給付金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 保護者等は、前項の規定により既に支給を受けた給付金の返還を命ぜられたときは、同項の期限までに当該給付金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

付則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成27年4月10日から施行する。

付則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

付則 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和2年7月16日から施行する。

- 2 令和2年度においては、別表支給額の区分のうち、第3条第1項第2号および第3号に該当する者は、オンライン学習にかかる通信費の支援として支給額に10,000円を加算する。ただし、早期給付および7月以降の家計急変により支給額を月額換算で支給する場合は月額1,000円（6月～翌年3月の10月）とする。
- 3 前項の支給をする際は、原則、学校における代理受領により支給する。ただし、代理受領により難しい場合には、通信費にかかる契約書の写しまたは誓約書等により受給者に使途の確認を行うこととする。

付則 この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

- 2 令和2年度においては、別表のうち、支給額区分が84,000円に該当する者には26,100円を、36,500円または129,700円に該当する者には12,000円を、上乗せして支給することとする（早期給付および7月から翌年3月分相当額を受給した者は7月から翌年3月分相当額の実給額区分）。ただし、令和2年度において早期給付を受け7月から翌年3月分相当額の実給対象とならない者は除く。

付則 この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

付則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の奨学のための給付金の支給において、第2条4号「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

付則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

付則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 別表支給額の区分において、第3条第1項第2号および第3号に該当する者のうち、着用を義務付けられている制服が令和6年1月1日以降に発生した災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、支給額に64,800円を上乗せして支給することとする。
- 3 前項において、別表の「高校生等」は、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在）の状況によることとする。
- 4 なお、制服が災害等により喪失・毀損したことについては、罹災証明書等により確認し、再度、制服の購入が必要であることについては、高校生等が通う高等学校等による証明書等により確認を行うものとする。

付則 この要綱は、令和7年5月21日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

区分	支給額(高校生等 が全日制課程ま たは定時制課程 に在学するとき)	支給額(高校生 等が通信制課 程に在学する とき)	支給額(高校生 等が専攻科に 在学するとき)
第3条第1項第1号アに 該当する者	32,300円	32,300円	
第3条第1項第1号イ およびウに該当する者	143,700円	50,500円	
第3条第1項第2号アに該当 する者および同号エに該当す る者のうち同号アに相当する と認められる者			50,500円
第3条第1項第2号イおよび ウに該当する者ならびに同号 エに該当する者のうち同号イ およびウに相当すると認めら れる者			10,100円

(注)早期給付を行う場合、4月から6月相当額は本表の区分に応じた支給額に4分の1を乗じた額（1円未満の端数切り捨て）とする。また早期給付を行った者の7月から翌年3月相当額は、本表の区分に応じた支給額から4月から6月相当額を差し引いた額とする。ただし、4月から6月相当額が、7月1日現在の状況に応じた支給額（年額）を上回る場合は、4月から6月相当額を年額とする。

(注)家計急変世帯においては、申請する年度の7月1日までに家計が急変し、教育委員会が別に定める期日までに申請があった場合は、本表の区分に応じた支給額（ただし早期給付の支給を受ける場合は当該支給額を差し引いた額）、それ以外については、本表の区分に応じた支給額に、申請のあった翌月（家計が急変した日が申請のあった月の初日の場合は申請のあった月）以降の月数に応じて算定した額（1円未満の端数切り捨て）とする。（ただし本表の額を超えて支給することはできない。）